
平成27年法改正における 災害廃棄物処理に関する法律の概要と内容

令和 7 年 2 月 27 日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 平成27年改正時の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成27年法律第58号)の概要

趣旨

災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための法整備を行う。

法整備の必要性

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見により、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題とその対策方針が、以下のとおり明らかとなった。

【課題1】円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え(方針・体制)が不十分

【対策方針】

- 国の司令塔機能を強化。
- 国、地方自治体及び民間事業者がそれぞれ主体的に取り組み、かつ、広域にわたって有機的に連携するよう、役割分担を明確化し、平時から計画的に対策。



【課題2】適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分

【対策方針】

- 大規模災害の発生後も、廃棄物の適正処理と再生利用を確保するとの基本的方針を明確化。
- 廃棄物処理法(通常時の対応)及び災害対策基本法(大規模災害時の対応)を有機的に連動させ、切れ目のない災害対応を実施するための仕組みを整備。

これらの対策方針を発災前・発災後で維持・活用するための制度整備が必要

法律の内容

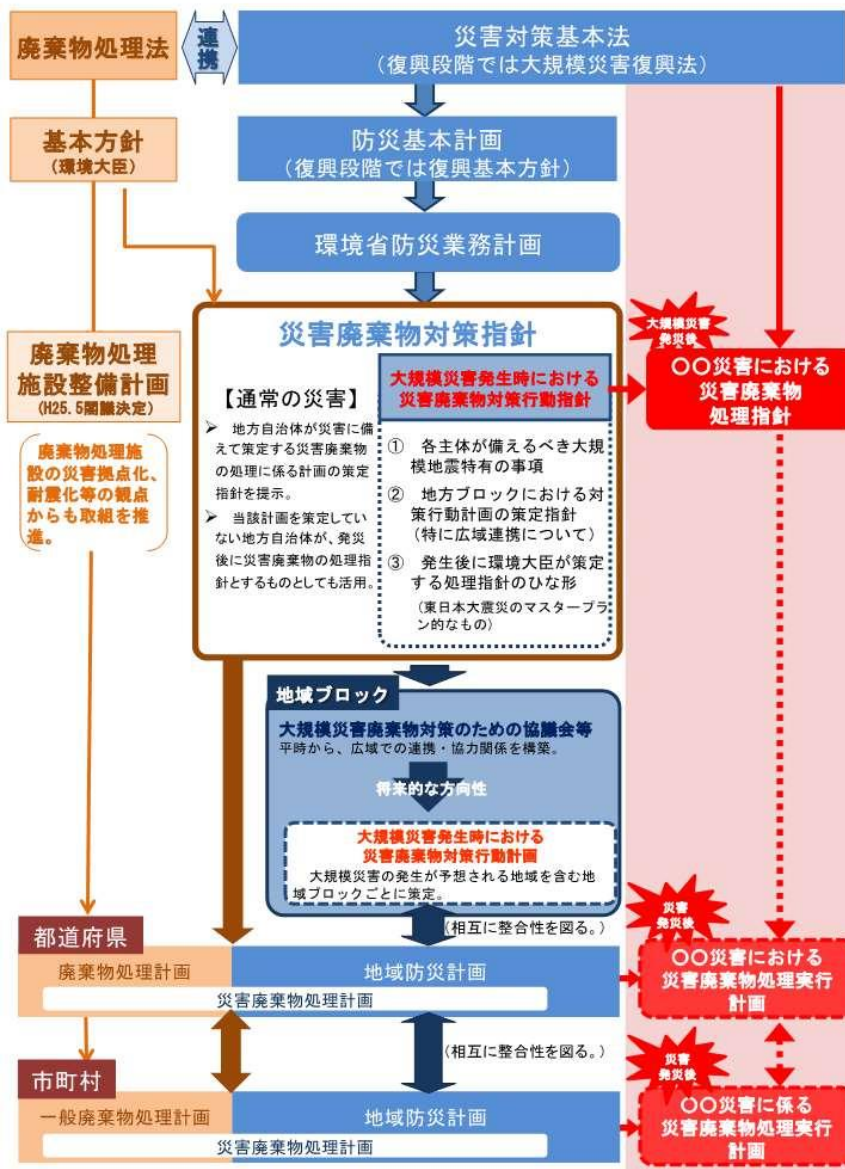
(施行日:公布の日(H27年7月17日)から起算して20日を経過した日)

- 災害により生じた廃棄物処理について、
- 適正な処理と再生利用を確保するとともに、
 - 円滑かつ迅速に処理すること、また、
 - これらについて、発災前から周到に備えること

との基本的考え方に基づき、平時の備えから通常時の対応には廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時の対応にはさらに災害対策基本法の枠組みを活用し、以下の措置等を規定。

- (1) 国、都道府県、市町村及び民間事業者は、災害により生じた廃棄物について、相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務を有すること。〔廃棄物処理法〕さらに国及び都道府県は、平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施すること。〔廃棄物処理法〕
 - (2) 災害時においても円滑かつ迅速に廃棄物を処理すべく、災害時には廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続きの簡素化を行うこと。〔廃棄物処理法〕
 - (3) 特定の大量災害の発生後、環境大臣は、廃棄物処理法の基本方針にのっとり、災害廃棄物処理に関する指針を策定すること。〔災害対策基本法〕
 - (4) 特定の大量災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置(既存の措置)が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができること。〔災害対策基本法〕
- 【要件】●処理の実施体制、●専門知識・技術の必要性、●広域処理の重要性

災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律の概要

平成27年法律
第58号

3

1 趣旨

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

2 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

（廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係）

平時の備えを強化すべく、
➤ 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
➤ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
➤ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

（廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係）

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
➤ **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
➤ **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後でよい**こととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

（災対法第86条の5第2項関係）

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等**についての指針を定めることとする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

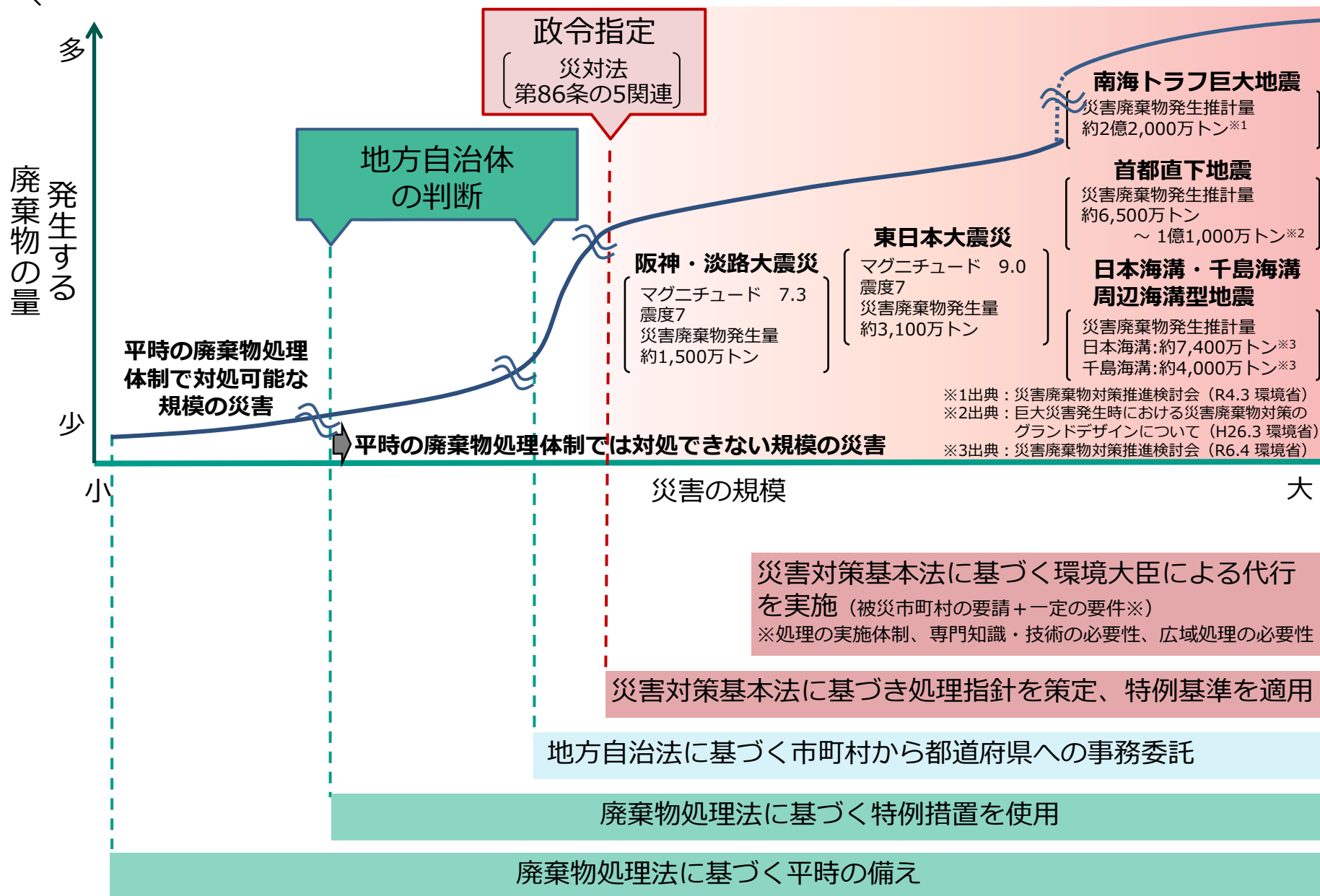
（災対法第86条の5第9項から第13項まで関係）

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いがたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができる**こととする。

3 施行日

- 平成27年8月6日（公布の日から起算して20日を経過した日）

災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法上の特例

特例に係る経緯(平成27年法改正)

○東日本大震災の際には、一自治体では処理しきれない膨大な量の災害廃棄物を処理する仕組みが整備されておらず、災害廃棄物処理の遅れが指摘された。



○東日本大震災の教訓・反省を踏まえ、平時から通常規模の災害への対策を強化すべく、廃棄物処理法を改正し、災害廃棄物処理の基本原則や関係者の役割等を規定した上、手続簡素化等の特例規定を措置。

○上記では対応することが困難な大規模災害については、災害対策基本法を改正し、環境大臣の代行規定を措置。

特例の概要(廃棄物処理法)

○市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例
(法第9条の3の2)

○市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例(法第9条の3の3)

○産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る事後届出の特例(法第15条の2の5第2項)

(○廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年7月16日公布))

○災害廃棄物処理に係る再委託の特例(施行令第4条第3号)

災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法上の特例の考え方

非常災害とは

- 主に自然災害を対象とし、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害のこと。
- 個々の災害が廃棄物処理法上の特例の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県において判断。

条例について

- 法第9条の3の3のように「政令に定める事項について条例で定めるところにより」などと規定されている場合には、設置予定の施設が所在する各市町村において、特例規定を受けた条例の制定が必要。
- 施設設置にあたっての手續を条例にゆだねているのは、地域住民からの意見聴取の方法や期間等の具体的な手續については、住民に身近な市町村が地域の実情に応じて適切な手續を定めるべきものと考えられるため。

- 災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町村に統括的な処理責任がある。
- 特例規定を活用することで手續は簡素化されるが、平時の一般廃棄物処理と同様に適正な処理がされているか確認する必要がある。

平時における一般廃棄物処理施設の設置手続

民間事業者等による設置

(法第8条)

許可の申請
※

8条2項の申請書
・設置に関する計画
・施設維持管理計画等
8条3項による
・生活環境影響調査の結果

の添付

※ 許可を要するのは、
政令で定める一定規模以上の
一般廃棄物処理施設
(施設の種類の限定なし)

都道府県知事

許可の基準

- ・技術上の基準に適合していること
 - ・生活環境等に配慮した計画であること
 - ・申請者の能力が基準に適合していること 等
- 都道府県知事は、上記に適合していると認めるときでなければ許可してはならない。

8条4項の政令で定める施設については、上乘せ手続きあり
⇒(令5条の2)焼却施設及び最終処分場

申請書等の
公衆への縦覧
(1月間)

利害関係者は
縦覧期間満了
から2週間後ま
で意見書提出
が可能

関係市町村長
に対する通知
意見聴取

専門家
からの
意見聴取

許可

設置

設置に関する計画
との適合性
に関する検査

使用開始

市町村による設置

(法第9条の3)

市町村は、都道府県知事に届出

・(届出書類には、8条2項の申請書記載事項、
生活環境影響調査結果を記載)

市町村長は、届出書作成に当たっては、
政令で定める事項について、条例で定めるところ
により、生活環境影響調査結果について、公衆へ
の縦覧。
→利害関係者が意見書を提出する機会の付与。

都道府県知事は、届出内容が技
術上の基準に適合しないと認め
るときは、
当該届出を受理した日から30日※
以内に限り、計画の変更又は廃
止を命ずることができる。

※最終処分場については、
60日以内

設置

使用開始

災害時における一般廃棄物処理施設の設置手続の特例

法第9条の3の特例

市町村は、都道府県知事に届出

・(届出書類には、8条2項の申請書記載事項、生活環境影響調査結果を記載)

市町村長は、届出書作成に当たっては、政令で定める事項について、条例で定めるところにより、生活環境影響調査結果について、公衆への縦覧。
→利害関係者が意見書を提出する機会の付与。

都道府県知事の同意

非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設に係る協議(協議書の提出)

【省略】

都道府県知事は、届出内容が技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から30日※以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

設置

使用開始

法第9条の3の特例

非常災害により生じた廃棄物を処理するため、市町村から委託を受けてその一般廃棄物を処理する施設を設置する場合
⇒民間事業者等であっても市町村が設置する場合と同様に届出で足りることとしている。

災害廃棄物
処理の委託

設置しようとする者は、
都道府県知事に届出

・(届出書類には、8条2項の申請書記載事項、生活環境影響調査結果を記載)

都道府県知事は、届出内容が技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

設置

使用開始

届出書作成に当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、生活環境影響調査結果について、公衆への縦覧
(設置事業者が実施)←利害関係者の意見提出の機会付与

市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例（法第9条の3の2）

特例の内容

○市町村がその一般廃棄物処理計画において、災害廃棄物を処理するための施設について規定し、都道府県知事がある施設についてあらかじめ設置の同意を与えていた場合には、都道府県知事による技術上の基準を満たすことの確認の手續（最大30日）を省略できることとするもの。

特例活用に必要な手續

○以下の事項について条例において定められていること。

- ①生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び利害関係者の意見提出機会付与の対象となる施設種類
- ②生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
- ③利害関係者の意見の提出先及び提出期限
- ④その他申請書を作成するにあたって必要な事項

○以下の事項を記載した協議書を都道府県知事に提出、同意を得ていること。

- ①一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- ②一般廃棄物処理施設の種類
- ③一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- ④一般廃棄物処理施設の処理能力
- ⑤一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑥一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例 (法第9条の3の3)

特例の内容

○市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた事業者が、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、都道府県知事への届出で足りることとしたもの。

特例活用に必要な手続

○以下の事項について条例において定められていること。

- ①生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び利害関係者の意見提出機会付与の対象となる施設種類
- ②生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
- ③その他申請書を作成するにあたって必要な事項
- ④利害関係者の意見の提出先及び提出期限

○市町村が、災害廃棄物の処分を事業者委託していること。

○当該事業者が、都道府県知事に届出をすること。

活用事例(熊本市)

平成28年熊本地震の発災を受け、平成28年12月に以下のとおり条例を改正。

- ・対象施設: 焼却施設のみ。
- ・縦覧期間: 1月間。ただし、市長が特に必要と認める場合は、短縮可能。

平成29年1月に特例に基づく届出により、受託者が二次仮置場に移動式破碎機等を設置。迅速な設置・稼働により災害廃棄物を迅速に処理。



災害時における一般廃棄物処理施設の設置手続の特例

特例の内容

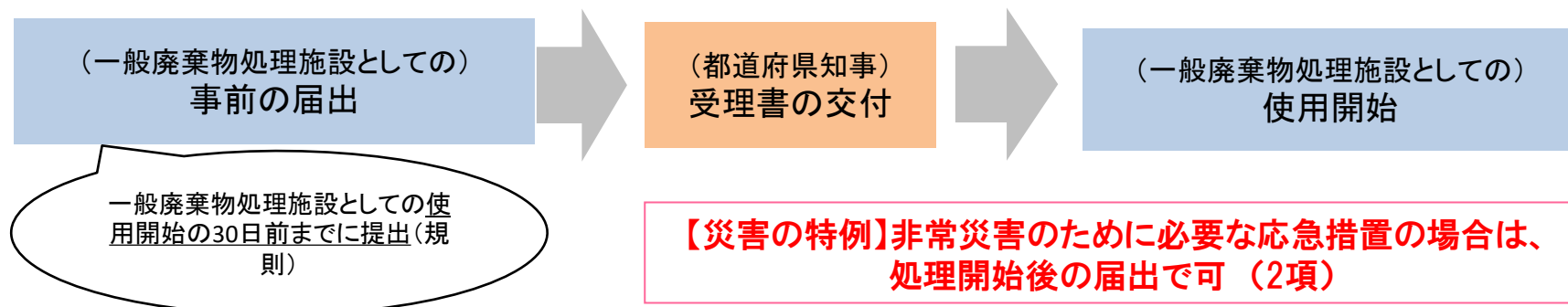
○平時においては、法第15条の2の5の特例により、一般廃棄物を既存の産業廃棄物処理施設において処理するときは、都道府県知事に事前の届出が必要であるところ、非常災害時には、事後の届出で足りることとするもの。

※被災地域外の都道府県における施設において処理しようとする場合には、不適正処理の防止の観点から、原則として、通常と同様に事前届出が望ましい。

法第15条の2の5の特例
(産業廃棄物処理施設の転用)

- ・既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している場合かつ、
- ・環境省令で定める廃棄物を処理する場合
⇒当該一般廃棄物を処理するにあたり、一般廃棄物処理施設設置許可を要せず、都道府県知事への届出で足りることとしている。

※産業廃棄物処理施設について、政令で定めるものについては、設置にあたり都道府県知事の許可が必要。(15条1項)



廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令（令和2年7月16日公布）

本特例の概要

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し災害廃棄物が大量に発生・産業廃棄物として排出される性状も多い
⇒適正かつ迅速に処理するため、既存の産業廃棄物処理施設を活用し、当該施設において、災害に起因して発生した廃棄物を事後届出により処理することができることとする。

従前の運用

これまでは、当該産業廃棄物処理施設において処理可能な一般廃棄物については、当該施設が有する廃掃法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一種類のものに限定。

→特に、本特例が活用可能な産廃施設の種類と、当該施設で処理可能な一般廃棄物の種類が限定的に列挙されていた（廃掃法施行規則第12条の7の16第1項）。

- ・廃プラ類の破碎施設であれば、廃プラ類。
 - ・木くずの破碎施設であれば、木くず。
- など、限定的に列挙

特例省令での対応

災害により、既存の産業廃棄物処理施設で処理が必要な施設について自治体に要望を調査し、要望があった場合には、災害毎に特例省令を制定。

→特例省令の制定により、産業廃棄物安定型最終処分場が活用できるようになったほか、次に掲げる中間処理施設においても、一廃の処理が可能となった。

- ・汚泥の脱水・乾燥・焼却施設であれば、汚泥。
- ・廃油の油水分離・焼却施設であれば、廃油。
- ・廃酸又は廃アルカリの中和・焼却施設であれば、廃酸又は廃アルカリ。

など、特例的に処理可能な
施設と一廃の種類を拡大

本改正省令の趣旨

自治体に調査することなく、産廃施設において処理する産廃と同様の性状を有する（産廃施設の設置許可に係る産廃と同一の種類に限らず）災害廃棄物を事後届出により処理することができるという制度を恒久化。

廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令（令和2年7月16日公布）

中間処理

平時

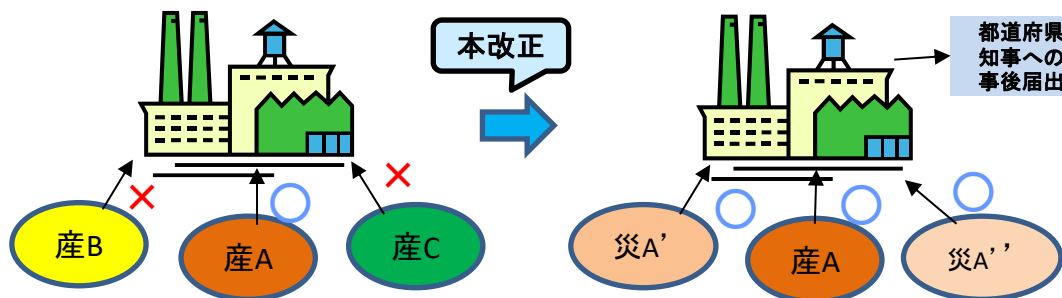
既存の産廃施設

災害時

既存の産廃施設

本改正

都道府県
知事への
事後届出



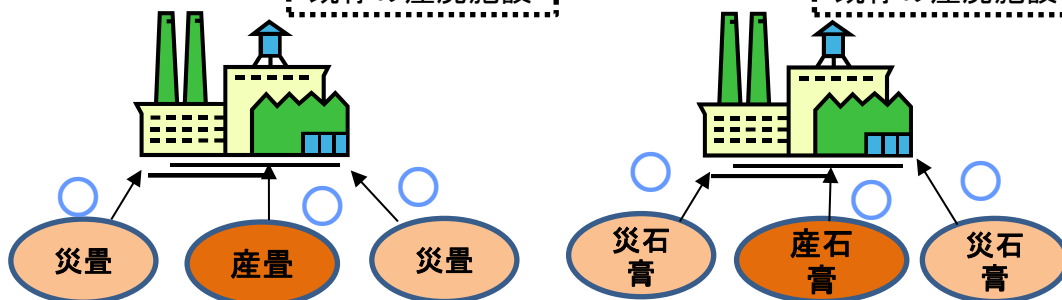
平時において、産廃Aの処理施設として設置許可を受けている場合、業の許可を持っていない産廃B・Cについては処理不可。

普段は産廃として処理している産廃Aと同様の性状を有する災害廃棄物A'や災害廃棄物A''（**設置許可は不要**）についても処理可能。

例

既存の産廃施設

既存の産廃施設

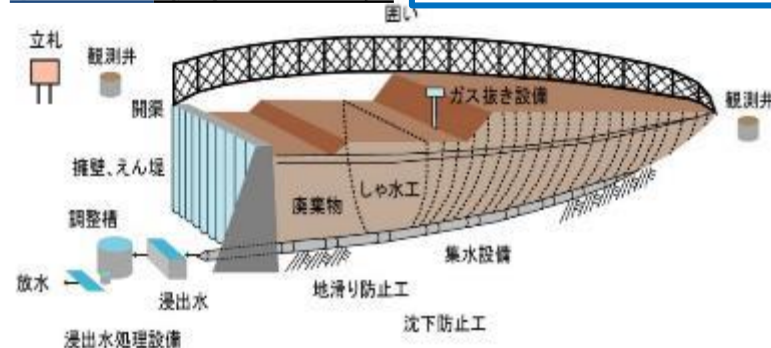


- ・平時から産廃たる量を処理→災廃たる量
 - ・平時から産廃たる廃石膏ボードを処理→災廃たる廃石膏ボード
- これらが**同様の性状**だと判断されれば処理可能

最終処分

管理型最終処分場

通常時から届出があれば一般廃棄物の処理も可

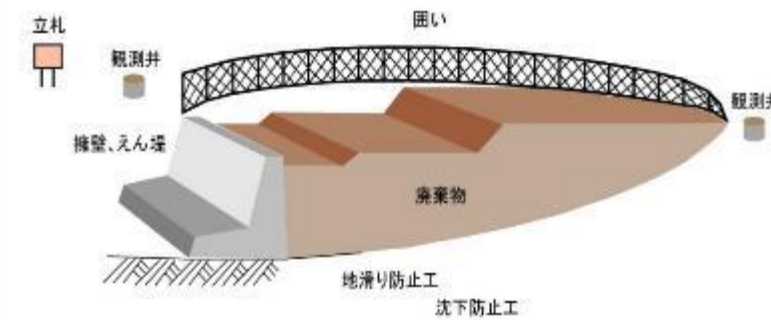


- **公共の水域、地下水を汚染するおそれのある廃棄物を処理**【汚泥、燃えがら、ばいじん等(有害な廃棄物を除く)、木くず、動植物性残さ】
- しゅ水工、浸出水処理設備等が必要

本改正

安定型最終処分場

災害時



- **汚染のない廃棄物を処理（安定型産業廃棄物）**【廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類(廃ブラウン管等を除く)】
- しゅ水工、浸出水処理設備等が不要

災害廃棄物処理に係る再委託の特例（施行令第4条第3号）

特例の内容

○市町村は、非常災害時においては、規則第1条の7の6に定める要件（再委託基準）に従って、処理の再委託ができるとするもの。

再委託基準

- ①日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ②受託者が市町村からの受託業務を委託する者（以下「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。
 - （イ）当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - （ロ）廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまで（いわゆる欠格要件）のいずれにも該当しないこと。
 - （ハ）自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- （二）市町村と当該受託者との間の委託契約（以下「一次委託契約」という。）に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足る額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

特例による効果

○多量の業務が発生する非常災害時において、災害廃棄物処理の委託が代表1者との契約で可能となり、市町村の事務量の大幅な軽減となる。

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

（非常災害時における連携及び協力の確保）

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

該当条文一覧

(基本方針)

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～二 （略）

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

六 （略）

3～4 （略）

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 （略）

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3～4 （略）

該当条文一覧

(市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例)

第九条の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

2 市町村が前項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第九項中「第二項及び第三項の規定は」とあるのは「第二項の規定は、」と、「第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替える」とあるのは「読み替える」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

(一般廃棄物処理施設の許可)

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- 五 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項

3～6 (略)

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

（法第九条の三第二項等の政令で定める事項）

第五条の六 法第九条の三第二項（同条第九項（法第九条の三の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。第一号において同じ。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第九条の三第二項の規定による同条第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類
- 二 法第九条の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間
- 三 一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限
- 四 その他法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項

該当条文一覧

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

- 第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
- 3 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第二項の規定及び」と、「第二項中」とあるのは「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「と」と、第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。））、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- 五 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項

3～6 （略）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

（法第九条の三の三第二項等の政令で定める事項）

第五条の六の二 法第九条の三の三第二項前段（同条第三項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第九条の三の三第二項（同条第三項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類
- 二 法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間
- 三 その他法第九条の三の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項

2 法第九条の三の三第二項後段の政令で定める事項は、一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限とする。

該当条文一覧

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）

第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けずに、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一～六 （略）

2 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。

3 （略）

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第十二条の七の十七 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 産業廃棄物処理施設の種類
 - 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）
 - 五 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
 - 六 産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）
 - 七 法第十五条の二第四項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に付された条件
 - 八 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が前条第一項第五号の二又は第六号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。）の見込み
 - 九 前条第二項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域
- 2 法第十五条の二の五第一項の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、都道府県知事がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。
- 3～5 （略）

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

二 （略）

三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。

四～八 （略）

九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。

（1） （略）

（2） 受託者（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（3） ・ （4） （略）

ロ （略）

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ニからヘまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項（第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができ一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3～7 （略）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】

（受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準）

第一条の七の六 令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しないこと。
- 二 受託者が受託業務を委託する者（次号及び第五号において「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 - ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- ニ 市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
- 三 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足る額であること。
- 四 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- 五 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。